

宮崎県林業・木材産業構造改革事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前		改 正 後	
(別表第1) 第2関係		(別表第1) 第2関係	
1 林業経営構造対策事業	[略]	1 林業経営構造対策事業	[略]
2 木材産業構造改革事業	[略]	2 木材産業構造改革事業	[略]
3 林業・木材産業構造改革推進事業	(1)～(3) [略] (4) 補助対象経費 賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	3 林業・木材産業構造改革推進事業	(1)～(3) [略] (4) 補助対象経費 <u>人件費</u> 、賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

附 則

この要領は、令和6年5月9日から施行し、令和6年度に係る宮崎県林業・木材産業構造改革事業から適用する。